## 産地活性化総合対策事業推進費補助金等 交付要綱の制定について

 2 1 生産第 9 8 1 4 号

 平成 2 2 年 4 月 1 日

 農林水産事務次官依命通知

改正 平成23年4月1日 22生産第10889号

この度、産地収益力向上支援事業、農畜産業機械等リース支援事業及び強い農業づくり交付金(市町村型)の実施に係る産地収益力向上支援事業推進費補助金等交付要綱が別紙のとおり定められたので、御了知の上、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮願いたい。

なお、このことに併せ、産地生産拡大プロジェクト支援事業推進費補助金等交付要綱(平成20年4月1日付け19生産第10005号農林水産事務次官通知)は廃止することとされたので御了知願いたい。

以上、命により通知する。

## 産地活性化総合対策事業推進費補助金等交付要綱

- 農林水産大臣は、産地活性化総合対策事業実施要綱(平成23年4月1日付け22生産 第10888号農林水産事務次官依命通知。以下「産地活性化実施要綱」という。)、産地 活性化総合対策事業(鳥獣被害対策支援事業)実施要綱(平成23年4月1日付け22生産 第11117号農林水産事務次官依命通知。以下「鳥獣対策実施要綱」という。)、農畜産 業機械等リース支援事業実施要綱(平成23年4月1日付け22生畜第2448号農林水産事務 次官依命通知)、戦略作物生産拡大関連施設緊急整備事業実施要綱(平成23年4月1日 付け22生産第11075号農林水産事務次官依命通知。以下「戦略作物実施要綱」とい う。)、農作業安全推進体制緊急整備事業実施要綱(平成23年4月1日付け22生産第 11031号農林水産事務次官依命通知)、さとうきび及びでん粉原料用かんしょ経営安定 対策推進事業実施要綱(平成19年3月30日付け18生産第9639号農林水産事務次官依命通 知)に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助事業者に補 助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に 関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予 算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」 という。)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号。以下「規 則」という。)、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予 算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件(平成12年6月23 日農林水産省告示第899号)、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平 成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件 (平成12年6月23日農林水産省告示第900号)及び予算科目に係る補助金等の交付に関す る事務について平成18年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事 務所長に委任した件(平成18年6月20日農林水産省告示第881号)に定めるもののほか、 この要綱に定めるところによる。
- 第2 第1に規定する経費及びこれに対する補助率は、別表1に定めるところによる。
- 第3 次の(1)から(3)までに掲げる流用をしてはならない。
- (1) 別表1の区分の欄に掲げるIからⅢまでの事業の相互間における流用
- (2) 別表 1 の区分の欄の I の経費の欄に掲げる I からVIまでの事業の相互間における流用
- (3) 別表 1 の区分の欄の  $\mathbb{I}$  の経費の欄に掲げる  $\mathbb{I}$  から  $\mathbb{I}$  から  $\mathbb{I}$  までの事業の相互間における流用
- 第4 適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び規則第2条の規定に基づく申請書及び 添付書類の様式は別記様式第1号のとおりとし、補助事業者は、別表2の事業名の欄に 掲げるそれぞれの事業の補助事業者の区分に従って交付決定者の欄に掲げる者(以下 「交付決定者」という。)に正副2部を提出するものとする。
  - 2 補助事業者は、1の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る 消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、 消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除でき る部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税 率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があ り、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。 ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかで ない場合にあっては、この限りでない。
- 第5 第4の申請書及び添付書類の提出は、交付決定者が別に定める日までに行うものと する。
- 第6 補助事業者は、規則第3条第1号の規定に基づき交付決定者の承認を受けようとする場合には、別記様式第2号により変更承認申請書正副2部を交付決定者に提出しなければならない。
- 第7 規則第3条第1号イ及びロに規定する農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表1

- の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。
- 第8 補助事業者は、規則第3条第2号の規定に基づき交付決定者の指示を求める場合には、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由 及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を交付決定者に提出しなければならない。
- 第9 適正化法第12条の規定に基づく報告は、補助金の交付の決定のあった年度の第3・四半期の末日現在において、別記様式第3号により補助金等事業遂行状況報告書正副2 部を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに交付決定者に提出して行うものとする。ただし、交付決定者(交付決定者が農林水産大臣とされている場合においては農林水産省生産局長)が別に定める概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする
- 第10 規則第6条第1項に規定する実績報告書の様式は、別記様式第4号のとおりとし、 正副2部を交付決定者に提出しなければならない。
  - 2 第4の2ただし書により交付の申請をした補助事業者は、1の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
  - 3 第4の2ただし書により交付の申請をした補助事業者は、1の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(2により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第5号により速やかに交付決定者に報告するとともに、交付決定者の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
- 第11 適正化法施行令第13条第4号の規定に基づく農林水産大臣が定める財産は、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。
  - 2 適正化法施行令第13条第5号の規定に基づく農林水産大臣が定める財産は、牛、馬、 豚及びめん羊とする。
- 第12 規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であって、規則第5条に定める処分制限期間を経過しないものがある場合にあっては、別記様式第6号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 第13 補助金に係る交付を決定する場合におけるその決定額の下限は、3,500万円とする。 ただし、交付先の選定を公募により行う場合及び交付決定者が特に必要と認める場合 については、この限りでない。
- 第14 補助事業者のうち一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第42条第2項に規定する特例民法法人にあっては、この補助金に係る補助金等支出明細書(別記様式第7号)を作成し、別に作成する「国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類」に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、交付を受けた年度の翌年度の6月30日までに農林水産大臣に報告するものとする。

## 附則

- 1 産地生産拡大プロジェクト支援事業推進費補助金等交付要綱(平成20年4月1日付け19生産第10005号農林水産事務次官通知。以下「旧生産拡大交付要綱」という。) は、廃止する。
- 2 1により廃止された旧生産拡大交付要綱に基づき、平成21年度までに実施した事業 については、なお従前の例によるものとする。

## 附目

1 この通知は、平成23年4月1日から施行する。

- 2 この交付要綱の改正に伴い、農業・食品産業競争力強化支援事業等補助金交付要綱 (平成17年4月1日付け16生産第8265号農林水産事務次官依命通知) は、廃止する。
- 3 この交付要綱及び2による廃止前の農業・食品産業競争力強化支援事業等補助金交付要綱に基づき、平成22年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

μ Λ.	<b>√</b> ∇ ±6	4 <del>4</del> 01 <del>**</del>	重 要	な変更		
<b>区</b> 分		用 明 平 	経費の配分の変更	事業の内容の変更		
NA   S   S   S   S   S   S   S   S   S	経 費 I 産地収益力向上支援事業推: 費	Tan	経費の配分の変更  1 事業費の30%を超助金事業増又はは超速の30%を超助金事金の30%を超助金事金の30%を超助を超速を要した。 2 助減事金の4を費を担けるとのでは、10分のをでは、10分のをでは、10分のをでは、10分のでは、10	1		
	8 全国推進事業 (1)農業所得增大事例情報調 ·分析事業 (2)農業生産工程管理体制構 事業					

1	^	(0)	14 11	-	重	要	な変	更
区	分	<b>経</b>	補助	丁	経費の配	2分の変更	事業の内	容の変更
		(3) 地産地消普及拡大事業 ア 地産地消事例調査・打 事業 イ 地産地消人材育成・2						
		事業 (4)高度環境制御施設普及 大事業 ア モデルハウス型拠点打	<ul><li>拡 定額</li></ul>					
		事業 イ 環境整備・人材育成 (5)みつばち安定確保支援 (6)国産花き等生販連携体制 築事業 ア 花き商品情報提供強	事業 定額					
		業 イ 花き日持ち保証販売等 事業 ウ い業・畳業者等提携 テム構築支援事業	実証シス					
		(7) 有機農産物マッチングラア開催事業						
		(8) いぐさ・畳表農家経営所 安定化対策事業 ア 経営所得安定化対策 費 イ 経営所得安定化対策打 事業費	事業					
		(9) 花き産業活性化事業 (10) 普及活動情報基盤整備事 ア 普及情報ネットワーク ステム整備運営						
		<ul><li>(ア)専門員手当</li><li>(イ)事業運営管理費</li><li>(ウ)情報システム整備i</li><li>コンサルタント費</li></ul>	定額 定額 軍営 定額					
		(エ) 普及データベース ・提供費	構築 6/10以内	]				
		(オ) 情報システムメンシンス費						
		(カ) 外部データベース? 費						
		イ 広域連携・活動支援: テムの構築						
		(11) 革新的農業技術習得支持 業 ア 研修ニーズ調査等の第 イ 革新的農業技術に関	実施					
		研修 (12) ニュービジネス育成・引 エゼロサ	強化 定額					
		大援事業 (13)乳業再編整備促進事業	定額					

E	/\	47	#	44 11. 34	重	要	な変	更
区	分	経	費	補助率	経費の配	経費の配分の変更		室の変更 の変更 かんしゅう かんしゅう かんしょう かんしょう かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょう かんしゃ かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ
		9 産地生産拡援事業	大プロジェクト支	1/3以内 ただし、生産 局長が別に定め るところによ り、補助率はその補助率とする。				
		費	重点支援事業推進					
		づいて、次に掲	事業実施計画に基 げる事業(推進事 実施に要する経費		える増又 金の増	の30%を超 には国庫補助	更 2 事業の新	_ ,, , , ,
		1 麦・大豆等 事業	生産拡大地区推進	1/2以内	助金の30 減	• • •	11.	
		2 多収性稲種 事業	子の安定供給支援	定額	3 事業費又は国庫補 助金のそれぞれの経 費の相互間における 30%を超える増減 4 経費の欄の1から 4までの経費の相互 間における経費の増			
		3 飼料生産拠業	点育成地区推進事	1/2以内				
		4 全国推進事 (1)大豆価格	業 形成安定化事業	定額	減			
		Ⅲ 鳥獣被害対	策支援事業推進費					
			事業実施計画に基がる事業の実施に		のアから	闌の1の(2) 対までの経費 引における経 桟		
		1 鳥獣被害対 (1)広域連携 限る。)	策支援事業 支援(推進事業に	定額				
		(2) 取組基盤	支援 ーダー育成研修事	定額				
		事業	法確立調査・実証	定額				
		ウ 利活用 修事業	技術指導者育成研	定額				

区分	経	費	補助	₩	重	要	な	か 支	更
区 分	<b>产</b>	貫	(相) 切	平	経費の配	一分の変更	事業の	の内容	の変更
2 農畜産業 機械等リー ス支援 推進費 補助 金	づいて、次に掲げ 要する経費  1 産地活性化型 (1) 事業 (2) 農業 美援等 出地域作物する (1) 策事業 3 飼料生産拠点	事業事業 が 表 まままままままままままままままままままままままままままままままままま	定 1/2 定 定 定定 定定 定定 額 内		える増又 金の増 2 事業費 助金の30 減	で 030%を超 は 国庫 は 国 国 国 国 起 国 国 記 国 国 記 記 間 に お 記 は に お は に お は に か は か に か に か に か に か に か に か に か に	更 2 事 止		主体の変設又は廃
3 戦略作物 生産拡大関連施設緊維 進費補助金	関連施設緊急整備基づいて、次に対事業に限る。)の費 1 畑作物輪作の策事業	战略作物生産拡大	定額額		える増又 金の増 2 事業費	で030%を超 は国庫補助 ででは は国える	更		主体の変設及び廃

F /\	炒	補助率	重要	な変更
区 分	経費		経費の配分の変更	事業の内容の変更
4 農作業安全推進体制緊急整備事業推進費補助金	VI 農作業安全推進体制緊急整備 事業 補助事業者が農作業安全推進体 制緊急整備事業実施計画に基づいて、次に掲げる事業の実施に要する経費。 1 農作業事故の対面調査事業 2 携帯電話等による転倒事故通報システムの実用化試験 3 安全フレーム装着トラクター普及促進事業	定額定額定額	1 経費欄の1及び2 の事業における事業 費の30%を越える増 又は国庫補助金の増 2 経費欄の1及び2 の事業における事業 費又は国庫補助金の 30%を越える減 3 経費欄の1と2の 経費の相互間における経費の増減	1 経費欄の1及び2 の事業実施主体の変 更 2 経費欄の1及び2 の事業の新設又は廃 止 3 経費の欄の3の事 業における新たに導 入するトラクタムの 「車台番号(製造番 号)」及び「購入 日」以外の変更
II 国産農畜産 物・食農連備 強化対金 1 化業 事金	I 産地収益力向上支援事業費         補助事業者が事業実施計画に基づいて、次に掲げる事業(整備事業に限る。)の実施に要する経費         1 農業所得向上新分野支援地区整備事業(1)国産原材料サプライチェーン構築事業(2)青果物広域流通システム構築事業         2 乳業再編地区整備事業         3 食肉等流通合理化地区整備事業	1/3、2/5以相の 内の なお容化1のにる。 1/3以前を のにる。 1/3以だが合にでしまり がは別にでいる。 1/3以内 1/3以内	1 同一施設等又は当 該施設等が2以上の 設計となるという。 設計をであるのでであるのでである。 を超れまでであるのでである。 を超れまであるのでである。 を超れまであるのでである。 であるではできます。 であるではできます。 であるではできます。 であるではできます。 であるではできます。 であるではできます。 であるではできます。 であるではできます。 であるではできます。 であるではできます。 であるではできます。 であるでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	1 事業実施主体の変 更 2 事業の新設又は廃 止

		to the	14 11 +	重要	な変更
区	分	<b>経</b> 費	補助率	経費の配分の変更	事業の内容の変更
		■ 自給率向上重点支援事業費 補助事業者が事業実施計画に づいて、次に掲げる事業(整備 業に限る。)の実施に要する経 1 麦・大豆等生産拡大整備事 2 飼料生産拠点育成地区整備 業	基 事 費 1/3以内、5.5/1 0以内 なお、それぞ れの補助率には 当世 地活 大 を 細別とこ る も の と る も の と る も の と る も る し と る ら る ら る ら る ら る ら る る ら る ら る る る る	1 同一施設等又は当 該施設等が2以上の 設計となる場合に 計単位ごとに がる変更 (1)変事業増の を超える金 車補助金 車補助金 車補助金 で 選える工事 の経費の30% を超える事金 の経費の の経費の の経費の の経費の の経費の の経費の の経費の の経費	更
		■ 鳥獣被害対策支援事業費  補助事業者が事業実施計画に がに掲げる事業(整備業に限る。)の実施に要する経  1 鳥獣被害対策支援事業 (1)広域連携支援 ア 鳥獣被害防止施設 イ 処理加工施設	事	1 経費の欄の1の (1)のアとイの経費の 相互間における経費 の増減	1 事業実施主体の変 更 2 経費の欄に掲げる 1の(1)の7及びイご との事業の新設、中 止又は廃止

区分	経 費	補助率	重 要 7	な変更
		1114 554 1	経費の配分の変更	事業の内容の変更
2 戦略作物 生産拡大関	IV 融資主体型補助事業費 補助事業者が産地活性化融資主体型補助事業実施計画に基づいて行う整備事業の実施に要する経費 1 融資主体型補助整備事業  V 戦略作物生産拡大関連施設緊 急整備事業費	1/10以内	1 同一施設等又は当 該施設等が2以上の 設計となる場合は掲 計単位ごとに掲 げる変更 (1)事業費の30% を超初の国 庫補助金の30%を 超える事業費以外 の経力の の経費と の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	1 事業実施主体の変 更 2 事業の新設又は廃 止
連施設緊急整備事業費補助金	補助事業者が戦略作物生産拡大 関連施設緊急整備事業実施計画に 基づいて、次に掲げる事業(整備 事業に限る。)の実施に要する経 費 1 畑作物輪作体系適正化緊急対 策事業 2 新規需要米生産拡大緊急対策 事業	1/2、1/3以内 なお、それぞ れの補助率に該 当する取組は、 戦略作物実施要 綱別表第1のと あるところによ るものとする。	1 同一施設等又は当 該施設等が2以上の 設計となる場合に が3の場合に が3の%ををです。 (1)を超速をです。 (1)を超速をです。 (2)を対象をです。 (3)を対象をです。 (3)を対象をです。 (3)を対象をです。 (3)を対象をできる。 (3)を対象をできる。 (3)を対象をできる。 (3)を対象をできる。 (3)を対象をできる。 (3)を対象をできる。 (3)を対象をできる。 (3)を対象をできる。 (3)を対象をできる。 (3)を対象をできる。 (3)を対象をできる。 (3)を対象をできる。 (3)を対象をできる。 (3)を対象をできる。 (4)を対象をできる。 (4)を対象をできる。 (5)を対象をできる。 (6)をできる。 (6)をさる。 (6)をさる。 (6)をさる。 (6)をさる。 (6)をさる。 (6)をさる。 (6)をさる。 (6)をさる。 (6)をさる。 (6)をさる。 (6)を (6)を (6)を (6)を (6)を (6)を (6)を (6)を	1 事業実施主体の変 更 2 事業の新設及び廃 止
Ⅲ さとうきび ・でん粉原料 用かんしょ生 産者経営安定 対策事業費補 助金	さとうきび及びでん粉原料用かん しよ経営安定対策推進事業費 補助事業者がさとうきび及びで ん粉原料用かんしよ経営安定対策 推進事業実施計画書に基づいて実 施する事業に要する経費	定額		1 事業実施主体の変 更 2 事業の廃止

事業名	補助事業者の区分	交付決定者
1 産地収益力向上支援事業のうち一般地区推進事業、有機農業支援地区推進事業、農業所得向上新分野支援地区推進事業、乳業再編地区推進事業、	下記の区分以外の補助事業者	補助事業者の主たる事務所の所 在地を管轄する地方農政局長
食肉等流通合理化地区推進事業、産地生産拡大プロジェクト支援事業 2 自給率向上重点支援事業のうち麦・大豆等生産	北海道に補助事業者の主たる 事務所が所在する補助事業者	農林水産大臣
拡大推進事業、多収性稲種子の安定供給支援事業 3 鳥獣被害対策支援事業のうち広域連携支援 4 農畜産業機械等リース支援事業のうち産地活性 化型、地域作物支援型、施設園芸省エネ設備導入 型、畜産新規就農支援型 5 産地活性化総合対策事業のうち農業所得向上新 分野支援地区整備事業、乳業再編地区整備事業、 食肉等流通合理化地区整備事業、融資主体型補助 整備事業 6 戦略作物生産拡大関連施設緊急整備事業 7 農作業安全推進体制緊急整備事業のうち安全フ レーム装着トラクター普及促進事業	沖縄県に補助事業者の主たる事務所が所在する補助事業者	内閣府沖縄総合事務局長
1 産地収益力向上支援事業のうち地域バイオマス 支援地区事業 2 自給率向上重点支援事業のうち飼料生産拠点育	下記の区分以外の補助事業者	補助事業者の主たる事務所の所 在地を管轄する地方農政局長
2 日福平岡工量点文後事業のプラ岡福王産拠点育成推進事業、 3 農畜産業機械等リース支援事業のうち飼料生産拠点育成型	北海道に補助事業者の主たる 事務所が所在する補助事業者	北海道農政事務所長
4 産地活性化総合対策事業のうち飼料生産拠点育成地区整備事業	沖縄県に補助事業者の主たる 事務所が所在する補助事業者	内閣府沖縄総合事務局長
1 産地収益力向上支援事業のうち地域作物支援推 進事業	下記の区分以外の補助事業者	事業の実施地を管轄する地方農 政局長
	北海道において主に事業を実 施する補助事業者	農林水産大臣
	沖縄県において主に事業を実 施する補助事業者	内閣府沖縄総合事務局長
1 産地収益力向上支援事業のうち全国推進事業 2 自給率向上重点支援事業のうち全国推進事業 3 鳥獣被害対策支援事業のうち取組基盤支援(地域リーダー育成研修事業、対策手法確立調査・実証事業、利活用技術指導者育成研修事業) 4 農作業安全推進体制緊急整備事業のうち農作業事故の対面調査事業、携帯電話等による転倒事故通報システムの実用化試験 5 さとうきび及びでん粉原料用かんしょ経営安定対策推進事業	左欄の事業を実施する補助事業者	農林水産大臣